

国際的な情報化協力の 新たな方向性

オープンで柔軟な共通プラットフォームの構築に向けて

特許庁 総務部情報システム室企画調査官 **野仲 松男**

PROFILE

平成4年特許庁入庁。情報処理分野の審査官、審判官のほか、WIPO、工業所有権制度改正審議室、ワシントン大学ロースクール、内閣官房知的財産戦略推進事務局、調整課等を経て、平成22年4月より現職。

1 はじめに

世界の知的財産庁における情報化の取組は、近時、更に大きな広がりを見せている。30年近い歴史を持つ日米欧の三極特許庁（三極）における情報化協力は、その重要性を失っていないが、三極で行われていた主要プロジェクトの多くは、2007年に始まった日米欧中韓の五大特許庁（五庁）による協力へと、その舞台の中心を移しつつある¹。また、英豪加三か国の知的財産庁は、2008年にバンクーバー・グループを結成し、独自の協力プロジェクトを推進している²。ASEAN諸国や南米諸国などの途上国でも、情報化協力を含む地域内の相互協力が始まっている。

本年7月に、オーストラリア知的財産庁ヌーナン長官の呼びかけにより、各国知的財産庁のCIO（最高情報責任者）を集めた会議（ITロードマップ会合）が初めて開催されたのも、情報化の取組の広がりを示す、一つの象徴的出来事であろう。

昨年の「Japio 2010 YEAR BOOK」では、五庁協力の取組を中心に、知財ITインフラ整備の国際動向を紹介した。本年は、知的財産庁における情報化の取組が更に多くの国や機関に広がっていることを踏まえ、1) 国際的な検索環境の整備、2) 国際的な審査結果の共有システムの構築の2点について、五庁協力以外の活動も含めて、最新の動向を紹介したい。

1 <http://www.fiveipoffices.org/index.html>

2 <http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr02959.html>

2 国際的な検索環境の整備

知的財産庁が提供する知的財産情報の検索環境には、各庁の審査官向けシステムと外部利用者向けのシステムとがある。各庁は、審査官に対し最善の検索環境を提供すべく、検索システムの改善とそのコンテンツ（検索可能な情報）の充実に務めており、その成果の一部が外部利用者にも共有される形で提供されている。

近年、特許を中心に世界の出願件数が急増する中、自国あるいは自国言語の文献に限らず、様々な国の多くの言語の文献に、容易にアクセス可能とするための取組が、各所で進められている。

(1) EPOにおける検索環境強化の取組

欧州特許庁（EPO）は、特許情報の検索システムとそのコンテンツの整備に、早くから力を注いできた。EPOの特許情報データベースは、80を超える国や機関の文献をカバーし、EPOが提供するEPOQUE NETは、EPC加盟国以外の多くの庁でも、その主たる検索システムとして利用されている。前述のITロードマップ会合でも、EPOQUEユーザの庁が多く、EPOQUEの改善の議論に高い関心が寄せられていた。

EPOは、近年更に、他庁における引用文献情報の収集を積極的に進めており、本年1月に施行されたEPC改正規則141条及び70条bによる、第一庁のサーチ結果提出の義務付け（日本を第一庁とする場合は免

除)³も、この動きと無関係ではないと思われる。分類情報の整備にも熱心であり、五庁の共通ハイブリッド分類(CHC)プロジェクトをリード庁として担当する他、昨年10月には、米国特許商標庁(USPTO)との間で、ECLAをベースとした特許分類の共通化に向けた協力に合意⁴し、具体的な作業を開始している。

EPOは、また、アジア文献の英語による検索環境の整備も進めており、機械翻訳に関するGoogle社との協力締結⁵、特許文献の翻訳文ペアを利用したコーポラ・アプローチの推進など、先進的な取組を行っている。

このように、EPOにおける検索環境強化の取組は、包括的かつ戦略的であり、相当な量の人的・金銭的なりソースが投入されているものと考えられる。

(2) WIPO PATENTSCOPE の拡張

世界知的所有権機関(WIPO)は、自ら特許出願等の実体審査を行わないため、WIPOが提供する知的財産情報の検索システムは、最初から外部利用者への提供を念頭に置いて構築されている点に特徴がある。

近年WIPOは、PATENTSCOPE⁶における特許情報の提供について、その機能と対象データを急速に拡充している。機能面では、検索キーワードを他言語へ翻訳して拡張する多言語検索機能(CLIR)や、キーワードの重み付け検索、検索結果のGoogle翻訳機能などが新たに取り入れられた。データ面では、以前は、PCT国際出願のみを対象にしていたが、現在は、30近い国・機関の国内・域内出願も対象に加えられ、今後更に拡大が図られる予定である。

特に、途上国からのデータの入手については、OCRを利用した出願書類の電子化システムであるWIPO

SCAN⁷の提供と連携して、戦略的に進められている。WIPO SCANで作成されるデータは、WIPOが定めた同じフォーマットで作成されるため、WIPO SCANを普及させることにより、WIPOは、より多くの国から統一されたフォーマットでデータを入手可能になるのである。

このようなWIPOの取組は、多くの国の知的財産情報への統一的なアクセスを可能にするものであり、基本的には望ましいものと言えるが、前述のEPOの取組と重なる部分もあるため、重複投資による無駄が生じないように、注意が必要であろう。

(3) JPO の新たな取組

外国特許文献の検索環境の強化の必要性は、日本国特許庁(JPO)においても、強く認識されており、特に、中韓の特許文献が急増する中、日本語・英語以外の特許文献について、効率的な検索を可能とするため、中日、韓日等の機械翻訳技術の重要性が改めて認識されている。

この点は、本年7月に開催された産業構造審議会知的財産政策部会で議論された「国際知財戦略～国際的な知的財産のインフラ整備に向けた具体的方策～」⁸でも、主要な課題の一つとして取り上げられ、具体的な対策が盛り込まれた。今後は、同戦略に従い、中国特許文献の和文抄録の作成、精度の高い機械翻訳を実現するための辞書整備や民間の知識・経験の利用の検討などの取組が進められていくことになる。

(4) 五庁の共通文献プロジェクト

五庁の基礎プロジェクトの一つである共通文献(CD)プロジェクトは、各庁の審査官が同一のデータ範囲(共通文献セット)にアクセスできるよう、検索用データベース環境等を整備するプロジェクトである。

共通文献セットを実現するための具体的なアーキテク

3 <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20101209.html>

4 <http://www.epo.org/news-issues/news/2010/20101025.html>

5 <http://www.epo.org/news-issues/news/2010/20101130.html>

6 <http://www.wipo.int/patentscope/search/ja/search.jsf>

7 http://www.wipo.int/global_ip/en/activities/technicalassistance/wiposcan.html

8 http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_16_paper/siryu_01.pdf

チャについては、まだ議論の途中である。しかし、各庁が共通に用いる単一の集中型データベースを構築することは、ネットワークの速度による制限や、当該データベースが単一障害点 (Single Point of Failure) となる危険性、各庁における利用言語の違い等を踏まえると現実的ではないと思われる。五庁の文献等、利用頻度の高い主要文献は、各庁が独自にデータベースを持つとともに、その他の文献については、各庁が保有するデータベースを互いに共有しあうことで、仮想的な共通文献セットへのアクセスを実現する分散型のシステムが最も現実的かつ効率的ではないかと考えられる。

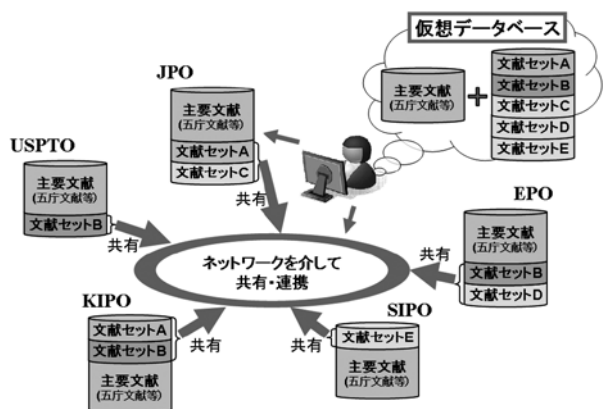


図1 分散型システムによる共通文献セットの実現

上述した EPO や WIPO の取組は、集中型アーキテクチャを指向したものであるが、少なくともすべての大規模庁のニーズを完全に満たすことは困難であろう。事実、中国国家知識産権局 (SIPO) は、これまで、EPO の提供する EPOQUE を主な検索システムとして用いていたが、昨年 2 月、独自の検索システムを開発し、主要検索システムを当該独自システムに切り替えている。

各庁の重複投資を排除しつつ、いかに効率的に最良の検索環境を全ての庁の審査官に提供するかが、今後、共通文献プロジェクトを進めていく上で、重要な視点の一つになると思われる。

3 国際的な審査結果の共有システムの構築

近年、ますます増大する審査負担に対応するため、各国特許庁間におけるワークシェアリングの取組が進められており、そのための、最も直接的なツールとして、各庁の審査結果を相互に共有するためのシステムが注目されている。

(1) OPD プロジェクト

2006 年、三極の取組としてスタートしたドシエ・アクセス・システム (出願人提出書類や拒絶理由通知などの各庁が有する包袋情報を、各庁の審査官が相互に照会可能なシステム) の参加庁は、2007 年に韓国特許庁 (KIPO) を加えて四か国となり、その利用件数は年々増加している。

このドシエ・アクセス・システムを更に発展させ、各庁における関連出願の審査状況を一括表示するとともに、より多くの情報に簡単にアクセス可能とするのがワン・ポータル・ドシエ (OPD) であり、五庁の基礎プロジェクトの一つとして、JPO のリードの下に検討が進められている。

現行のドシエ・アクセス・システムは、三極ネットという専用ネットワークによる接続を前提としているが、OPD では、将来、五庁以外の庁にも拡張する可能性を考慮し、オープンなインターネット上の分散型のウェブサービスとして実現されることが決まっている。

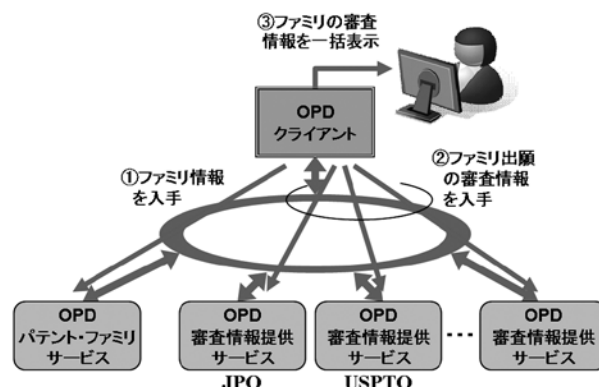


図2 OPD の概念図

OPDでは、各庁が提供する審査情報の提供サービスに加え、パテント・ファミリー情報を提供するための単一のサービスが存在し、ここで得られたファミリー出願の情報に基づき、各庁の審査情報提供サービスにアクセスが行われて、その結果が一括表示される。現在、OPDの技術仕様の最終的な確定作業が行われている段階であり、2013年の稼働が予定されている。

(2) WIPO CASE

WIPOが提供するサーチ・審査結果の共有システムがCASE (Centralized Access to Search and Examination) である。現在のシステムは、第一段階であり、参加庁が提供可能なサーチ結果・審査結果をCASEに一括アップロードし、出願番号をキーにして、アップロードされた他庁の情報にアクセスするという比較的単純なシステムである。

もともとは、バンクーバー・グループの求めに応じてWIPOが開発したものであり、本年3月に当該グループの三か国の参加で稼働を開始⁹したが、南米諸国の協カプロジェクトであるPRO-SURでの利用など、利用国の拡大が検討されている。

(3) IT ロードマップ会合における議論

冒頭で述べたITロードマップ会合でも、ワークシェアリングの重要なサポートツールとして審査結果の共有システムが議論され、JPOからはOPDが、WIPO及びバンクーバー・グループからは、CASEが紹介された。

その際、審査結果の共有のためのアーキテクチャとして、CASEのような集中型が良いのか、OPDのような分散型が良いのかが議論となった。議論の当初は、分散型では、ある庁のシステムが停止している場合に、当該庁に対応するファミリー出願があるかないかが把握できないとの意見も出された。しかし、OPDでは、各庁のシステムに加えて、単一のパテント・ファミリー・サービスが用意されているため、そのような問題のないことが理

解され、最終的には、OPDのように、分散システムを基本としつつ、集中型のインデックス（ファミリー情報）を持つアーキテクチャが望ましいとの結論で意見が一致し、OPDのアーキテクチャの優位性が確認された。

この結果、現在CASEを利用しているバンクーバー・グループの各庁からもOPDに対する高い関心が示され、JPOは、OPDプロジェクトのリード庁として、OPDの仕様が固まり次第、他庁にも必要な情報共有を行うことを約束した。今後、OPDとCASEの関係が整理され、両者の連携や統合など、重複投資を排除しつつ統一的な枠組みが作られていくことが期待される。

4

おわりに

以上、国際的な検索環境の整備と審査結果の共有システムの構築について見てきたが、今後の情報化の取組の更なる広がりを考えれば、将来を見越したオープンかつスケーラブルな共通プラットフォーム作りが重要となることわかる。

各庁の重複投資を省きつつ、柔軟でオープンなシステムを構築するためには、各庁のシステムをゆるやかに連携させる分散型のシステム・アーキテクチャが有利であり、今後の主流となるものと思われる。

9 <http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2011/press-release-20110317.htm>